

網走市スポーツ振興褒奨金交付基準

交付内容

(1) 共通事項

- ① 褒奨金交付金額は、別表の区分により交付する。
- ② 交付対象大会は、国、道、（公財）日本スポーツ協会加盟競技団体、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟・日本スポーツ少年団本部のいずれかが主催若しくは共催又は後援する競技大会とする。また、オリンピック種目の国際大会も対象とする。
なお、親睦大会等へ出場する場合は、対象としない。ただし、選考会を行い、北海道代表として大会へ出場する場合は対象とする。
- ③ 原則として地区予選等を経て出場権を得たものを対象とし、全道、全国大会への出場条件を満たしたものとする。
- ④ 対象となる人員は、大会要項等の登録人数以内とする。また、監督1名も対象とする。
ただし、大会エントリー用紙に記載のある者を対象とする。
- ⑤ 本市に居住しない者で、居住する市町村から補助金等が支給されている者は対象外とする。
- ⑥ 原則として1名あたり、全道、全国及び国際大会それぞれ年度内1回を限度として交付する。
- ⑦ 同一大会において出場種目が複数の場合においても1回の交付とする。
- ⑧ 予選を行わずに全道、全国及び国際大会に出場する場合は、交付区分の1／2の金額とし、千円未満は切り上げとする。
- ⑨ 本市に居住している者が他市町村の団体に所属し全道、全国及び国際大会へ出場した場合については、各個人へ褒奨金を交付する。
- ⑩ その他、特に事情等あるものは、その都度協議し決定する。

(2) 一般社会人及び大学生等

一般社会人及び大学生等であって、本市に居住する者が全国、国際大会に出場する場合を対象とする。

(3) 高校生

本市の高校に在籍する生徒が全国、国際大会に出場する場合を対象とする。

(4) スポーツ少年団等

- ① 本市のスポーツ少年団の団員、又は網走市立中学校体育文化振興費補助要綱において対象外の中学生であって、本市に居住する者が、全道、全国及び国際大会に出場する場合を対象とする。
- ② オホーツク管内及び網走市代表として選抜され全道、全国大会に出場する場合も対象とする。
- ③ 褒奨金交付対象者については、「網走市スポーツ少年団等活動費助成金交付要綱」に基づき、別途遠征交通費、宿泊費、参加料を支給するものとする。